



® 平成30年 5 月 31 日 (木)

No. 14699 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [161] (1)

☆知的財産関連ニュース報道(中国版) (14)

☆知的財産研修会(ステップアップ特許情報調査) (16)

弁理士の眼

161

商品形態「ユニットシェルフ」不正競争行為差止請求事件

一東京地裁平成28(ワ)25472.平成29年8月31日(民46部)判決<請求認容>/
知財高裁平成29(ネ)10083.平成30年3月29日(1部)判決<控訴棄却>一

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

〔地裁キーワード〕 不競法2条1項1号、商品等表示(商品形態)、商品形態の周知性、商品形態の類似、他人の商品との混同

〔高裁キーワード〕 権利の濫用、不競法の目的と意匠法の目的との衝突

【主 文】

- 1 被告は、別紙被告商品目録記載の各商品を譲渡し、引き渡し又は譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し若しくは輸入してはならない。
- 2 被告は、上記各商品を廃棄せよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

国内外一貫担当・信頼の事務管理体制・厳選した海外代理人との強固なネットワーク



わかば国際特許事務所

所長 弁理士 宮崎昭夫

<http://www.wakabapat.jp/>

〒108-0014 東京都港区芝五丁目26-24 田町スクエア3階

TEL: 03-6435-0309 FAX: 03-6435-1610

【事案の概要】**1 事案の要旨**

本件は、2本の棒材を結合して構成された支柱などからなる形態を有する組立て式の棚であるユニットシェルフを販売する原告が、被告に対し、上記形態が周知の商品等表示であり、被告が上記形態と同一又は類似の形態のユニットシェルフを販売することが不正競争防止法2条1項1号の不正競争に当たると主張して、被告に対し、同法3条1項、2項に基づき同ユニットシェルフの譲渡等の差止め及び廃棄を求める事案である。

2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがなく、括弧内に記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者

原告は、家具、家庭用電気製品、衣料品等の小売等を業とする株式会社である。

被告は、家具、生活用品等を企画、販売する株式会社である。

(2) 原告商品及び被告商品の販売

ア 原告(株式会社良品計画)は、平成9年1月頃から、別紙原告商品目録記載の各ユニットシェルフ(以下「原告商品」と総称し、個別の商品を同目録記載の名称に従い「原告商品1」などという。)を原告が運営する店舗等において販売している。

イ 被告(株式会社カインズ)は、平成25年7月頃から、別紙被告商品目録記載の各ユニットシェルフ(以下「被告商品」と総称し、個別の商品を同目録記載の名称に従い「被告商品1」などという。)を、被告が運営する店舗等において販売している。

(3) 原告商品及び被告商品の形態

原告商品の形態は別紙原告商品目録のとおりであり、以下の①～⑥の形態(ただし、②の「所定の直径」は「6～7mm程度」である。)を有している(以下、原告商品における以下の①～⑥の形態が組み合わされた形態を「原告商品形態」といい、以下の①～⑥の個別の形態を符号に従い「原告商品形態①」などという。)

被告商品の形態は別紙被告商品目録各記載のとおりであり、被告商品も以下の①～⑥の形態(ただし、②の「所定の直径」は6mm程度である。)を有している。(甲233、乙15～17、28、検証の結果。以下、被告商品における以下の①～⑥の形態が組み合わされた形態を「被告商品形態」という。)

- ① 側面の帆立は、地面から垂直に伸びた2つの支柱と、その支柱の間に地面と平行に設けられた支柱よりも短い横棧からなる。
- ② 帆立の支柱は、所定の直径の細い棒材を、間隙を備えて2本束ねた形となっている。
- ③ 帆立の間には、横棧より少ない数の平滑な棚板が配置されている(棚板の配置されていない横棧が存在する。)
- ④ X字状に交差するクロスバーが、帆立の支柱のうち背側に位置する2つの支柱の間に掛け渡されている。
- ⑤ 帆立の横棧及びクロスバーは所定の直径の細い棒材からなる。
- ⑥ 帆立、クロスバー及び棚板のみで構成された骨組み様の外観(スケルトン様の外観)を有している。

3 争点

- (1) 原告商品形態についての周知の商品等表示該当性の有無
- (2) 原告商品と被告商品の類似性及び混同のおそれの有無
- (3) 被告商品における商品等表示の使用の有無

【地裁の判断】**1 争点(1)(原告商品形態についての周知の商品等表示該当性の有無)について**

- (1) 括弧内の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、平成9年1月頃までに「ユニットシェルフ」との名称の一連の商品(「スチールユニットシェルフ」と呼ばれる商品も含む。以下、単に「ユニットシェルフ」という。)を開発した。ユニットシェルフは、組立て式の収納棚であり、支柱、帆立、棚板、X字状